

介護保険を利用するには



介護保険のサービスには、自宅で食事などの介助や、施設に入所するものなどがあります。利用には要介護認定が必要です。申請方法を確認しておきましょう。詳しくは長寿支援課☎483-1151(代表)へ

申請から認定までの流れ

①申請

長寿支援課で申請してください。支所ではできません。本人または家族の来庁が困難な場合は、長寿支援課へお問い合わせください。

【申請に必要なもの(65歳以上の人)】

- 介護保険の保険証
- 主治医の氏名、医療機関名、所在地のわかるメモなど

【申請に必要なもの(40歳～64歳の人)】

- 健康保険証
- 主治医の氏名、医療機関名、所在地のわかるメモなど

②認定調査

●訪問調査

調査員が自宅等を訪問し、心身の状態や家族・居住環境などについて聞き取り調査をします。

●主治医意見書

市の依頼により主治医が意見書を作成します。

③審査・判定

●一次判定

訪問調査の結果と主治医意見書の一部の項目をもとにコンピュータが判定します。

●二次判定(介護認定審査会)

一次判定と主治医意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査・判定を行います。

④認定結果の通知

申請からおおむね1か月後までに、結果が記載された「認定結果通知書」と「保険証」が届きます。

出前講座も行います

地域包括支援センターでは、市内に在住・在勤している人からなる団体やグループなどで、おおむね10人以上の受講希望者を対象に出前講座も行っています。高齢者以外の団体からの依頼も受け付けています。具体的な講座内容は以下のとおりです。詳しくは各地域包括支援センターにお問い合わせください。

(例)

- ・地域包括支援センターの紹介と高齢者福祉について
- ・高齢者の人権を守るための制度と取り組みについて
- ・認知症サポーター養成講座



認知症サポーター養成講座を開催します

認知症状のある人の特徴や接し方、地域社会でのサポートの方法などを説明します。また、認知症の人の介護を支える相談機関や制度についても紹介します。受講者には認知症サポーターの証であるオレンジリングを差し上げます。先着50人。

▶日時 10月29日(日)午後2時～4時

▶場所 市役所2階第1・2会議室

▶申し込み 電話で地域包括支援センター☎483-1151へ

この特集のお問い合わせは
長寿支援課☎483-1151(代表)へ

40歳以上のすべての人が被保険者となります

介護保険は、40歳以上のすべての人が加入者(被保険者)です。65歳以上の方は第1号被保険者、40歳から64歳までの方は第2号被保険者となります。

保険料は、第1号被保険者は主に年金からの天引きで、第2号被保険者は加入している健康保険を通して納付します。

介護サービスを利用するには要介護認定が必要です

介護サービスを利用するには、長寿支援課で申請し、要介護認定を受ける必要があります。申請は家族でもできます。

▶第1号被保険者(65歳以上の人) 原因を問わず介護サービスを利用できます

▶第2号被保険者(40歳～64歳の人) 特定疾病(16種類)が原因の場合に介護サービスを利用できます

認定後、ケアプランを作成します

要介護認定を受けたら、ケアマネジャーまたは地域包括支援センターの職員に、どのような介護サービスを利用したいか希望を伝えて、ケアプラン(介護サービスの利用計画)を作成します。

■自己負担は1割または2割

介護サービスは、1割または2割の自己負担で利用できます。ただし、要介護度に応じて上限額(利用限度額)があります。上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分の全額が自己負担となります。

募集 地域職業相談室「ミニ面接会」の参加者

ハローワークに求人を出している市内企業と求職者による個別面接会を開催します。詳しい仕事内容を企業から直接聞いて、面接の申し込みができる機会です。参加企業は午前1社、午後1社。参加企業の詳細はお問い合わせください。午前・午後各先着6人(無料、要予約)。

▼日時 10月12日(木)午前10時～正午、午後1時30分～3時30分。一人あたり20分 ▼受け付け 市役所1階地域職業相談室
▼場所 市役所1階第1相談室 ▼持ち物 履歴書、ハローワークカード ▼申し込み・問い合わせ 10月11日(水)までに電話または直接ハローワーク船橋第2庁舎☎047(420)8609(内線 41世)か地域職業相談室☎(483)1151へ(商工課)

消防・建築法令に適合するホテルへ表示マークを交付しました

8月1日付けでアパホテル千葉八千代緑が丘に表示マーク(金)が消防本部から交付されました。この表示マークは収容人員30人以上の3階建て以上のホテル・旅館などが、消防・建築法令に適合していると認められる場合に交付されます。また、表示マーク(銀)を3年間継続すると表示マーク(金)が交付されます。(予防課)



平成30・31年度入札参加資格審査申請(当初申請)を受け付けています

申請マニュアルや申請書類の様式は、ちば電子調達システムのHPで、入札参加資格は市HPなどでご確認ください。
▼申請方法 ちば電子調達システムのHPで資格審査の申請を行い、11月15日(水)午後5時必着で入札参加資格審査申請書などの申請書類を〒260-0855千葉県南行倉2階千葉県電子自治体共同運営協議会(共同受付窓口)へ提出してください。(契約課)

消費税軽減税率制度説明会を開催

平成31年10月1日の消費税引上げと同時に実施される消費税の軽減税率制度について、事業者を対象に説明会を開催します。消費税の課税事業者だけでなく、免税事業者も取扱商品の適用